

(11) 総合学生支援室

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されている。業務内容は、次のとおりである。

- i) 学生支援体制及び方法に係る企画立案に関する事項
- ii) 卒業生・修了生に対するアフターケアの充実に関する事項
- iii) 関係委員会等における学生支援の実質化に係る連携調整に関する事項
- iv) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

イ 組織の構成及び構成員等

総合学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長とし、室員は教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、学校実習委員会委員長、入試委員会委員長、保健管理センター所長、教育支援課長、学校実習課長、学生支援課長、特命課長（就職支援担当）、入試課長、その他学長が指名した者で構成されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成 31 年度（令和元年度）は、総合学生支援室構成員による総合学生支援室会議を 5 回開催（書面審議を含む）した。

イ 審議された主な事項

- i) 高等教育の修学支援新制度に関する機関要件の確認申請
- ii) SOGIE に関する対応ガイドライン（仮称）作成に係る本学の基本理念等
- iii) 第 8 回（令和 2 年度）学生生活実態調査の実施
- iv) SOGIE に関する対応ガイドラインの作成
- v) 「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための教職員の対応指針」の改定
- vi) 上越教育大学学生懲戒規程等の一部改正及び上越教育大学学生懲戒規程の運用に関する指針（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）の一部改正
- vii) 大規模災害（熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震及び令和元年台風第 19 号等）で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程の一部改正

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

第 1 回総合学生支援室会議において、LGBT 等に関する対応ガイドライン（仮称）検討ワーキンググループを設置し、その後、SOGIE に関する対応ガイドライン（仮称）作成に係る本学の基本理念等を策定するとともに SOGIE に関する対応ガイドラインを作成し学内へ周知した。最終的に同ガイドラインの内容を「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための教職員の対応指針」に盛り込み、同指針の改定を行い、教職員へ周知した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

前記のとおり、SOGIE に関する対応ガイドライン（仮称）作成に係る本学の基本理念等を策定するとともに SOGIE に関する対応ガイドラインを作成し学内へ周知したことが優れた点と言える。

また、大規模災害（熊本地震，平成 30 年 7 月豪雨，平成 30 年北海道胆振東部地震及び令和元年台風第 19 号等）で被災した受験生，入学生及び在學生に対する経済面での支援等，総合的に全学的な観点で対応し，さらに学生支援の充実を図っていく。